

令和 3 年 1 2 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 8 4 号 亀山市文化芸術基本条例	1
議案第 8 5 号 亀山市行政組織条例の一部を改正する条例 . . .	4
議案第 8 6 号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	8
議案第 8 7 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等 の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例	1 0
議案第 8 8 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例 .	1 2
議案第 8 9 号 亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	1 3
議案第 9 0 号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を 改正する条例	1 5
議案第 9 1 号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例	1 7

件 名	亀山市文化芸術基本条例	生 活 文 化 部 文化スポーツ課
1 制定・改廃の背景と趣旨 亀山市では、亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）において、まちづくりの基本原則として「歴史尊重及び文化振興の原則」を定めています。また、亀山市文化振興ビジョンにおいては、文化芸術に関する施策を推進していく上で必要なものとして、亀山市文化振興条例（仮称）の制定を明記しています。 これらを実効性のあるものとするとともに、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちの実現を目指すため、この条例を制定するものです。 2 制定内容 （1）この条例の当市の歴史的な背景や風土を踏まえた文化芸術の形成過程、文化芸術の効能、条例制定に当たっての決意を示します。 <前文関係> （2）文化芸術に関する施策に関し、文化芸術の基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明確にし、文化芸術に関する基本施策を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とします。 <第1条関係> （3）この条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係> （4）基本理念について定めます。 <第3条関係> （5）市の責務について定めます。 <第4条関係> （6）市民の役割について定めます。 <第5条関係> （7）文化芸術の推進に関する計画の策定について定めます。 <第6条関係> （8）市は、市民が年齢、障がいの有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るものとします。 <第7条関係> （9）市は、次代を担う子どもの豊かな創造力や感性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むものとします。 <第8条関係>		

(10) 市は、文化芸術の継承及び発展のため、世代、地域、分野及び国籍を越えたあらゆる文化芸術活動の交流の促進に取り組むものとします。

＜第9条関係＞

(11) 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の充実を図るため、協働による文化芸術活動の推進に取り組むものとします。

＜第10条関係＞

(12) 市は、先人たちによって培われてきた亀山市固有の文化芸術を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとします。

＜第11条関係＞

(13) 市は、文化芸術活動を担う人材を育成するために、必要な施策を講ずるものとします。

＜第12条関係＞

(14) 市は、亀山市の魅力を市内外へ伝え、かつ、市民が文化芸術活動に関する情報を十分に享受できるようにするため、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むものとします。

＜第13条関係＞

(15) 市は、市民による自由な文化芸術活動を促進するため文化施設等の活用及び充実に取り組むものとします。

＜第14条関係＞

(16) 市は、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他の様々な分野において、文化芸術に関する連携を図ることで、市民の心身ともに健康的な暮らしを支え、活力と魅力にあふれるまちづくりの推進に取り組むものとします。

＜第15条関係＞

(17) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、亀山市文化芸術推進審議会を設置します。

＜第16条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、文化芸術の推進に関する計画の策定に関する規定、亀山市文化芸術推進審議会の設置に関する規定及び亀山市文化芸術推進審議会委員の報酬及び旅費を定める改正規定の施行日は、令和4年4月1日とします。

(2) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、亀山市文化芸術推進審議会委員の報酬及び旅費を次のとおり定めます。

報酬の額	日額 7, 100 円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

（参考）

亀山市まちづくり基本条例（抜粋）

（歴史尊重及び文化振興の原則）

第18条 まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。

件名	亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
1 制定・改廃の背景と趣旨 本市の組織・機構については、平成30年度に第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、それまでの部・室制の課題でもあった職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築するため、部・課・グループの3層体制としました。その後、4年が経過しようとする中で各施策の推進を図るとともに、3層体制において、中間層であるグループリーダーのマネジメント能力の育成・強化については、着実に、その能力を身に付けてきており、管理職になる前の段階における人材育成に一定つながってきています。 しかしながら、4年間の組織・機構を検証する中で見えてきた課題を解決する必要があることから、組織・機構の更なる改革を実施するため、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、組織のスリム化を図り事務の効率化を改善し、迅速かつ的確な施策推進体制を構築することにより、第2次総合計画に掲げる施策・事業を着実に推進する組織とします。 ＜第1条関係＞ ※（ ）は、現在その事務を分掌している組織を示します。 (1) 政策部門と財政部門の相互牽制を図るため、総合政策部は、政策部と総務財政部に分割し、それぞれ次の事項を事務分掌とします。また、現在は産業建設部の分掌事務である地域交通に関する事項を地域公共交通に関する事項とし、政策部の分掌事務とします。 政策部 ア 秘書に関する事項（総合政策部） イ 広報及び広聴に関する事項（総合政策部） ウ 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項（総合政策部） エ 情報政策に関する事項（総合政策部）		

オ 行政改革に関する事項（総合政策部）

カ 地域公共交通に関する事項（産業建設部）

総務財政部

ア 議会に関する事項（総合政策部）

イ 文書及び法規に関する事項（総合政策部）

ウ 統計に関する事項（総合政策部）

エ 市の組織及び職員に関する事項（総合政策部）

オ 予算に関する事項（総合政策部）

カ 財産管理に関する事項（総合政策部）

キ 入札及び契約に関する事項（総合政策部）

ク 工事設計の審査に関する事項（総合政策部）

ケ 工事の検査に関する事項（総合政策部）

コ 税の賦課及び徴収に関する事項（総合政策部）

（２）産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置することから、生活文化部は、環境部門を分離した上で市民文化部とします。また、観光に関する事項については新たに設置する産業環境部の分掌事務とし、スポーツの推進に関する事項については健康福祉部の分掌事務とします。

市民文化部

ア 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項（生活文化部）

イ 市民参画及び男女共同参画に関する事項（生活文化部）

ウ 国際化に関する事項（生活文化部）

エ 医療給付に関する事項（生活文化部）

オ 国民健康保険及び国民年金に関する事項（生活文化部）

カ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項（生活文化部）

キ 支所及び出張所の窓口業務に関する事項（生活文化部）

ク 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項（生活文化部）

ケ 文化芸術の振興に関する事項（生活文化部）

コ 人権に関する事項（生活文化部）

健康福祉部

- ア 地域福祉に関する事項（健康福祉部）
- イ 生活保護に関する事項（健康福祉部）
- ウ 障がい者福祉に関する事項（健康福祉部）
- エ 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項（健康福祉部）
- オ 高齢者福祉に関する事項（健康福祉部）
- カ 地域医療に関する事項（健康福祉部）
- キ 児童福祉に関する事項（健康福祉部）
- ク 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項（健康福祉部）
- ケ 子育て支援に関する事項（健康福祉部）
- コ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項（健康福祉部）
- サ スポーツの推進に関する事項（生活文化部）

（３）産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置し、次の事項を事務分掌とします。

産業環境部

- ア 農業に関する事項（産業建設部）
- イ 林業に関する事項（産業建設部）
- ウ 商工業に関する事項（産業建設部）
- エ 観光に関する事項（生活文化部）
- オ 環境の保全及び創造に関する事項（生活文化部）
- カ 廃棄物対策に関する事項（生活文化部）

（４）産業部門と環境部門をもって新たに産業環境部を設置することから、産業建設部は、産業部門を分離した上で建設部とします。

建設部

- ア 道路、河川及び橋りょうに関する事項（産業建設部）
- イ 公園及び緑地に関する事項（産業建設部）
- ウ 都市計画に関する事項（産業建設部）
- エ 建築に関する事項（産業建設部）
- オ 開発指導に関する事項（産業建設部）
- カ 住宅に関する事項（産業建設部）

3 その他

(1) 施行日は、令和4年4月1日とします。

(2) 附則において、次の9つの条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。

ア 亀山市行政改革推進委員会条例（平成17年亀山市条例第18号）

イ 亀山市特別職報酬等審議会条例（平成17年亀山市条例第40号）

ウ 亀山市スポーツ推進審議会条例（平成17年亀山市条例第75号）

エ 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成17年亀山市条例第99号）

オ 亀山市環境基本条例（平成17年亀山市条例第104号）

カ 亀山市住居表示審議会条例（平成17年亀山市条例第110号）

キ 亀山市都市計画審議会条例（平成17年亀山市条例第128号）

ク 亀山市行政不服審査会条例（平成28年亀山市条例第1号）

ケ 亀山市いじめ再調査委員会条例（平成29年亀山市条例第4号）

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
1 制定・改廃の背景と趣旨 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」といいます。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）の一部が改正され、法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定について、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関※¹を活用した場合の審査の合理化が図られました。これにより、令和 4 年 2 月 20 日から、同機関が事前に長期使用構造等の基準に適合することを確認した場合や、住宅性能評価と併せて長期使用構造等の基準に適合することを確認した場合は、当該基準に係る所管行政庁の審査は不要になり、所管行政庁が審査する範囲が明確化されたことから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料について見直すため、所要の改正を行います。 ※ 1 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項により国土交通大臣の登録を受けた機関で、住宅の性能評価を行い住宅性能評価書の交付を行うとともに、長期優良住宅建築等計画の認定基準の一つである「長期使用構造等」に適合することの確認を行います。 2 改正内容 所管行政庁が審査する範囲が明確化されたことに伴い、審査時間の見直し等を行ったことから、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、金額の改定等を行います。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料について、法の改正に伴う規定の整理を行います。 ＜別表第 4 関係＞ 3 その他 （1）施行日は、令和 4 年 2 月 20 日とします。 （2）住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、改正後の亀山市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用します。		

○法の一部改正に伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の見直し

見直しの内容 改正する 手数料の名称	審査時間の 見直しに基 づく改定	登録住宅性能評 価機関が事前審 査した場合と住 宅性能評価を受 けた場合の手数 料を統合※ ²	長期使用構造等 の基準以外の変 更の場合の手数 料を新たに区分 ※ ³	登録住宅性能評 価機関が事前審 査した場合の手 数を削除※ ⁴
長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料 (2の表)	○	○		
長期優良住宅建築等 計画(分譲事業者単 独作成)認定申請手 数料(3の表)	○	○		
長期優良住宅建築等 計画変更認定申請手 数料(4の1の表)	○	○	○	
長期優良住宅建築等 計画(分譲事業者単 独作成)変更認定申 請手数料(4の2の 表)	○	○	○	
長期優良住宅建築等 計画変更(譲受人決 定時等)認定申請手 数料(4の3の表)	○			○
認定長期優良住宅地 位継承認定申請手 数料(5の表)	○			

※² 登録住宅性能評価機関が事前審査した場合と住宅性能評価を受けた場合を区分して手数料を定める必要がなくなるため。

※³ 長期使用構造等以外の変更の場合においては、登録住宅性能評価機関による確認書又は住宅性能評価書の交付の有無にかかわらず、長期使用構造等の基準の審査が不要であるため。なお、手数料の金額は、長期使用構造等の変更を含む場合において登録住宅性能評価機関による確認書又は住宅性能評価書の交付を受けたときの手数料の金額と同額となります。

※⁴ 登録住宅性能評価機関が事前審査した場合の手数料は不要となるため。

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
1 制定・改廃の背景と趣旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令基準」といいます。）の一部が改正され、保育所等の特定教育・保育施設等が書面等により記録、作成、保存等を行うことが府令基準において規定されているものについては電磁的記録^{※1}により行い、当該電磁的記録により作成された書面等については電磁的方法^{※2}により提供することが可能となりました。 本条例は、府令基準に従い、又は参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うものです。 また、本条例では、府令基準で定めている特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を確認的に規定していますが、幼児教育・保育の無償化制度が十分に浸透したことから、当該確認規定については削除するため、併せて所要の改正を行うものです。 ※1 電磁的記録とは、PDF等のデータによる記録を行うことをいいます。 ※2 電磁的方法とは、電磁的記録を電子メール、ホームページ公表等により提供することをいいます。 2 改正内容 （1）改正された府令基準を参酌し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が書面等により記録、作成、保存等を行うことが本条例において規定されているものについては電磁的記録により行い、当該電磁的記録により作成された書面等については電磁的方法により提供することができるとする規定を新たに設けます。また、当該規定の新設に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の基準ごとに規定している教育・保育給付認定保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書（いわゆる重要事項説明書）を電磁的方法により提供できるとする規定を削除します。 ＜第5条、第38条及び第53条関係＞		

- (2) 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を削除します。また、これに伴い、題名を改め、章、節等の区分等を整理します。

＜題名、目次、章名等、第4条、第35条から第37条まで及び第54条から第61条まで関係＞

- (3) その他府令基準の一部改正に伴う規定の整理を行います。

＜第13条、第42条及び第43条関係＞

3 その他

施行日は、公布の日とします。

(参考)

特定教育・保育施設等の概要

(1) 特定教育・保育施設

市から施設型給付費の給付を受けるための確認を受けた保育所、幼稚園及び認定こども園

(2) 特定地域型保育事業

市から地域型保育給付費の給付を受けるための確認を受けた小規模保育事業、事業所内保育所等

(3) 特定子ども・子育て支援施設等

幼児教育・保育の無償化のための確認を受けた幼稚園、認可外保育施設、子育て援助活動支援事業等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を除く。）

件 名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
1 制定・改廃の背景と趣旨 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）の一部が改正され、家庭的保育事業等が書面等により記録、作成等を行うことが省令基準において規定されているものについては電磁的記録※により行うことが可能となりました。 本条例は、省令基準に従い、又は参酌して定めることとなっているため、所要の改正を行うものです。 ※ 電磁的記録とは、PDF等のデータによる記録を行うことをいいます。 2 改正内容 （1）改正された省令基準を参酌し、家庭的保育事業者等が書面等により記録、作成等を行うことが本条例において規定されているものについては電磁的記録により行うことができるとする規定を新たに設けます。 ＜目次及び新第6章関係＞ （2）その他省令基準の一部改正に伴う規定の整理を行います。 ＜第6条関係＞ 3 その他 施行日は、公布の日とします。 （参考） 家庭的保育事業者等の概要 家庭的保育事業者等は、次の事業を行う者です。 （1）家庭的保育事業 1～5人の定員で、保育者の居宅等で保育を行います。 （2）小規模保育事業 6～19人の定員で、保育者の居宅等で保育を行います。 （3）居宅訪問型保育事業 1対1で、保育を必要とする児童の居宅で保育を行います。 （4）事業所内保育事業 従業員の子どもと地域の保育を要する子どもを対象とし、事業所が設置します。		

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	-----------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」といいます。）については、産科医療補償制度※の対象となる場合には、３万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとしており、当該加算する額として産科医療補償制度の掛金に相当する額を規則で定めています。

令和４年１月１日から産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、規則で定める額を引き下げることとしましたが、出産育児一時金の支給総額については４２万円を維持するため、所要の改正を行うものです。

※ 産科医療保障制度とは、分娩^{べん}に関連して発症した重度脳性麻痺^ひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

2 改正内容

出産育児一時金のうち、ただし書の規定により加算する額を除く支給額（本文の規定による支給額）を次のとおり引き上げます。 **<第４条関係>**

	本文の規定による支給額	ただし書の規定により加算する額（規則で定める額）	支給総額
改正前	４０４，０００円	１６，０００円	４２０，０００円
改正後	４０８，０００円	１２，０００円	４２０，０００円

備考 ただし書の規定により加算する額は、産科医療補償制度の掛金に相当する額を規則で定めています。当該掛金が１６，０００円から１２，０００円に引き下げられることから、当該加算する額を引き下げる改正を行っています。

3 その他

（１）施行日は、令和４年１月１日とします。

（２）施行日前における出産については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(参考)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定により支給される出産育児一時金については、産科医療補償制度の対象となる場合には、その掛金に相当する金額を加算して支給することとなっています。このことから、出産育児一時金に加算して支給する金額は引き下げられることとなりましたが、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について 42 万円を維持すべきとされたことから、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条第 1 項本文に規定する金額が「40 万 4 千円」から「40 万 8 千円」に改められました。

件名	亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課 下水道課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法（以下「スマホ等決済」といいます。）を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、令和 4 年 1 月 4 日から指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度※が導入されます。 これにより、クレジットカードを利用した決済については、指定代理納付者による納付から指定納付受託者による納付に代わります。また、現在、地方公共団体が、コンビニエンスストア、スマホ等決済を提供する事業者に収納事務を委託することにより可能となる当該決済についても、地方自治法の改正後は、指定納付受託者による納付となります。 市では、農業集落排水処理施設使用料、公共下水道使用料及び水道料金の徴収の方法として、これらを利用した納付を用いていることから、関係する 3 つの条例について所要の改正を行うものです。 ※ 指定納付受託者制度とは、これまでは、クレジットカードによる公金の収納は指定代理納付者制度により、コンビニエンスストア又はスマホ等決済による公金の収納は地方公共団体がこれらの決済を提供する事業者に収納事務を委託することにより、それぞれを可能としていた納付の取扱いについて統一を図るとともに、今日の多様な決済方法はもとより今後新たに登場することが見込まれる決済方法による納付についても可能となるように整備された制度です。この制度においては、これらの決済を提供する事業者が住民からの委託を受けて公金を納付できる者として地方公共団体から指定されることにより、指定納付受託者として納付事務を行うことができます。 2 改正内容 《第 1 条による改正》 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年亀山市条例第 124 号）の一部を改正し、農業集落排水処理施設使用料の徴収の方法に指定納付受託者による納付を加えます。 <第 11 条関係> 《第 2 条による改正》 亀山市公共下水道条例（平成 17 年亀山市条例第 131 号）の一部を改正し、公共下水道使用料の徴収の方法に、指定代理納付者による納付に代えて、		

指定納付受託者による納付を加えます。 <第24条関係>

《第3条による改正》

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を改正し、水道料金の徴収の方法に、指定代理納付者による納付に代えて、指定納付受託者による納付を加えます。 <第35条関係>

3 その他

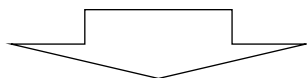
施行日は、令和4年1月4日とします。

(参考)

地方自治法の改正前

	指定代理納付者制度	収納事務の委託
利用場面の例	クレジットカード	コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ
法的構成	住民の委託	地方公共団体の委託

備考 農業集落排水処理施設使用料については、クレジットカードを利用した納付による徴収を行っていません。



地方自治法の改正後

	指定納付受託者制度
利用場面の例	コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォンアプリ
法的構成	住民の委託

備考 現在、農業集落排水処理施設使用料、公共下水道使用料及び水道料金の徴収の方法として用いられているコンビニエンスストア又はスマートフォンアプリを利用した納付については、指定納付受託者制度が導入されることにより、指定納付受託者による納付となります。また、地方自治法の改正後も、農業集落排水処理施設使用料については、クレジットカードを利用した納付による徴収を行いません。

件 名	亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道課
1 制定・改廃の背景と趣旨 下水道事業は、財政規模が大きく先行投資型の事業であり、その財源には、国県補助金や地方債のほか一般会計からの繰入金が充当されています。この繰入金による一般会計への影響は大きく、下水道事業の経営基盤の強化が課題となっています。 市民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」といいます。）を適用し、それに基づく経営を行っていくことが必要です。 市の下水道事業のうち公共下水道事業については、平成27年度から法の財務規定等を適用していますが、公営企業会計の適用の更なる推進として、人口3万人以上の農業集落排水事業について令和5年度までに公営企業会計への移行に取り組むよう国から通知があったことから、農業集落排水事業についても、令和4年度から法の財務規定等を適用することとしたため、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （1）既に法の財務規定等を適用している公共下水道事業と新たに法の財務規定等を適用する農業集落排水事業を合わせて、法の規定に基づき設置する下水道事業とします。 ＜題名及び第1条関係＞ （2）農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業を設置し、農業集落排水事業に法の財務規定等を適用します。 ＜第2条関係＞ （3）農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び処理すべき区域は、亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）別表第1に定めるとおりとします。 ＜第3条関係＞ （4）その他規定の整理を行います。 ＜第4条から第7条まで関係＞		

3 その他

(1) 施行日は、令和4年4月1日とします。

(2) 農業集落排水事業に法の財務規定等を適用することに伴い、亀山市農業集落排水事業特別会計を廃止することから、附則において、亀山市特別会計条例（平成17年亀山市条例第49号）は、廃止します。

(参考)

亀山市農業集落排水処理施設条例別表第1に定める農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び処理すべき区域

名称	位置	処理すべき区域
田村地区浄化センター	亀山市田村町1196番地8	田村町（安楽川左岸区域を除く。） 長明寺町 太森町
井尻地区処理場	亀山市和田町1819番地	井尻町 和田町の一部
小川地区処理場	亀山市小川町2461番地1	小川町 白木町の一部
白木地区処理場	亀山市白木町3552番地	白木町（小川地区処理場に係る処理すべき区域を除く。）
辺法寺地区処理場	亀山市辺法寺町1252番地7	辺法寺町
白木一色地区浄化センター	亀山市関町白木一色952番地5	関町白木一色
杳掛地区浄化センター	亀山市関町杳掛588番地1	関町杳掛 関町市瀬の一部
上加太地区浄化センター	亀山市加太板屋4655番地	加太神武、加太板屋、加太北在家及び加太中在家の一部
下加太地区浄化センター	亀山市加太市場1022番地	加太市場、加太向井及び加太梶ヶ坂の一部
両尾・安坂山地区処理場	亀山市両尾町1759番地8	両尾町 安坂山町
坂下地区浄化センター	亀山市関町坂下7番地1	関町坂下の一部
市瀬地区浄化センター	亀山市関町市瀬705番地	関町市瀬（杳掛地区浄化センターに係る処理すべき区域を除く。）の一部
南部地区処理場	亀山市田茂町323番地1	田茂町、安知本町及び楠平尾町の一部
昼生地区処理場	亀山市下庄町3931番地	下庄町、中庄町及び三寺町の一部